

答 申 書

(答申第 5 4 号)

平成 1 4 年 1 0 月 2 2 日

1 審査会の結論

都市計画街路事業 拡幅工事に関し、協同組合 商店街に係る
同意書及び印鑑証明書を不存在としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨 別紙のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、都市
計画街路事業 拡幅工事（以下「本件工事」という。）に係る次の文書で
ある。

ア 協同組合 商店街が取りまとめた所属組合員の個別又は連名による同意
書及びそれに添付されている 町（以下「町」という。）が発行した各組合員の印
鑑証明書

イ 協同組合 商店街の法人としての同意書及び町が添付して道に提出した
法人の印鑑証明書

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件公文書は不存在であるとして北
海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規
定に基づき不存在通知（以下「本件処分という。」）を行っており、異議申立人は、
本件処分の取消しを求めるといふものであるから、本件公文書が不存在であるとした
処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 都市計画街路事業は、都市施設として都市計画決定された道路を都市計画事業によ
って、道路法上の道路として整備する事業であり、都市計画法（昭和43年法律第100号。
以下「法」という。）に基づく手続として都市計画道路の都市計画決定後、都市計画
事業の認可が必要とされている。

都市計画事業の認可は、法第59条第1項の規定に基づき、当該事業の実施主体が市
町村の場合は、都道府県知事から受けることとされ、当該事業の実施主体が都道府県
の場合は、同条第2項の規定に基づき、国土交通大臣から受けることとされている。

本件工事の協同組合 商店街に係る区間については、平成11年度は、町
が実施機関の認可を受け、当該工事の実施主体として事業を実施し、平成12年度から
は、当該区間が道道に昇格したことから、道は、国土交通大臣の認可を受け、補助金
交付申請後、当該工事の実施主体として、現在も引き続き事業を実施しているもので
ある。

イ 都市計画事業に関する認可の申請は、法第60条第1項の規定に基づき、都道府県知事又は国土交通大臣に対し、認可申請書を提出することにより行うこととされており、当該申請書には、同条第3項の規定により、事業地を表示する図面、設計の概要を表示する図面、資金計画書等の文書を添付することとされ、また、当該工事に係る補助金の交付申請については、「都市局所管国庫補助金交付申請等要領」（昭和49年4月1日付け建設省都総発第100号建設省都市局長通知）に基づき、補助金交付申請書に設計審査表、事業説明表、工事設計書等を添付することとされているが、本件公文書は、法令上も事務手続上も道に提出が必要とされている書類ではないことが認められる。

ウ 異議申立人は、「（協） 商店街の理事は、道庁より同意書を提出するよう求められた」、「 町役場は、同意書は道庁に提出をしている」などと主張していることから、当審査会は、条例第33条第4項の規定により、町に対し、当該商店街が本件公文書を町に提出した経緯などについて調査を行った。

調査の結果、協同組合 商店街から町に提出された文書として、表題が「都市計画街路事業に係る同意書」と記載された平成10年10月31日付けの文書（以下「本件同意書」という。）があるが、これは、同商店街理事長が 町長にあてた文書で、「都市計画街路事業 拡幅工事については異議なく同意するので、早期に着工し、 商店街の商店街近代化事業との整合性を保てるよう、ご高配を賜りたい」との内容であって、陳情書の性格を有する文書であり、また、「街路事業において、本件同意書は、国、道へ提出する必要がないことから提出していない」とのことであった。

なお、本件同意書には、印鑑証明書は添付されていないことも確認した。

エ 以上のとおり、本件公文書は、都市計画街路事業の実施に当たって、法令上も事務手続上も提出が必要とされる書類ではなく、また、道には提出していない旨の町からの回答内容などを考え併せると、実施機関では取得していないことが認められ、さらに、他に実施機関において、本件公文書が存在することをうかがわせるに足る資料等もない。

したがって、本件不存在通知は、妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成14年7月5日	諮問書の受理 実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 公文書開示請求書の写し、 公文書不存在通知書の写し、 異議申立ての概要、 理由説明書 ）の提出
平成14年7月10日 （ 第一部会 ）	新規諮問事案の報告 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成14年8月8日 （ 第一部会 ）	実施機関から本件処分の理由等を聴取 異議申立人からの意見陳述
平成14年8月30日 （ 第一部会 ）	審議
平成14年9月24日 （ 第一部会 ）	審議
平成14年10月21日 （ 第49回審査会 ）	答申案審議
平成14年10月22日	答申

別紙

異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

1 異議申立ての経過

- (1) 平成14年3月11日 本件開示請求
- (2) 平成14年4月18日 本件開示請求に対する公文書不存在通知
- (3) 平成14年6月13日 本件異議申立て

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を「同意書、印鑑証明書を開示する」処分に変更するとの決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

ア (協) 商店街の理事は、「道庁より同意書を提出するよう求められた」と発言した。

イ 町役場は、「同意書は道庁に提出をしている」と発言した。

ウ 1999年秋、道庁建設部建築指導課で、「(協) 商店街の同意書は 町役場から受け取っている」と言われた。

エ 2002年4月18日、道庁建設部都市環境課の職員が、「個人の土地、建物、商店の営業補償に建設省(現国土交通省)の補助金で補償金を支払う場合には、同意書と印鑑証明書が必要である」と言っていた。

3 実施機関の説明の要旨

異議申立人に対する実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

(1) 不存在理由について

都市計画法第60条による街路事業の認可申請にあたっては、同意書及びそれに添付される印鑑証明書は、必要な書類とされていない。このため、都市計画街路事業 拡幅工事に関して、 町から提出された事業認可申請書及び道が国に提出した事業認可申請書には、同意書及び印鑑証明書は含まれておらず、また、道として現に管理していない。

(2) 異議申立理由に対する反論

ア 本事業に係る協同組合 商店街提出の文書について

平成10年10月31日付けで、協同組合 商店街が 町役場に提出した「都市計画街路事業に係る同意書」なる文書は、当時、町道であった道路の街路事業の早期着工を要望する内容で、当該協同組合が任意に提出したものであり、原本は、当該町で保管されているものである。

なお、当該文書には印鑑証明書は添付されていない。

イ 異議申立人は、協同組合

商店街の理事が同意書を道庁から提出を求められ、町役場は、道に同意書を提出したと言っていると主張する。しかしながら、 町に問い合わせたところ、町は道に提出しておらず、同意書の原本を役場で保管している旨の回答

を得ており（平成14年4月17日及び22日 町役場建設課に確認）、道には提出されていないものである。

ウ 異議申立人は、道庁において受領した、又は必要であると言われたと主張しているが、調査の結果、受領したとも必要であるとも言った事実はない。（平成14年4月建築指導課に確認）

エ 以上のとおりであり、異議申立人の主張には理由がない。